

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(平成27年度実施政策)

(総務省27-15)

政策 <sup>(※1)</sup> 名	政策15:郵政民営化の確実な推進				担当部局課室名	情報流通行政局 郵政行政部 企画課他6課室	作成責任者名	情報流通行政局 郵政行政部 企画課 長 齋藤 晴加	
政策の概要	郵政民営化法等の一部を改正する等の法律に基づき、民営化の成果を国民が実感できる新たな事業の展開及び郵政三事業のユニバーサルサービスの確保を図るため、日本郵政グループ各社等に対する必要な監督を行う。信書便事業については、民間事業者による信書の送達に関する法律に基づき、民間信書便事業者に対する必要な監督を行うとともに、新規参入の促進及び信書便に関する利用者の認知度の向上を図るため、周知・広報活動を推進する。さらに、万国郵便連合(UPU)への人的貢献や我が国提出の議案の採択に努めるほか、参加各国と意見・情報交換を行うなど国際郵便サービスにおける利用者利便の向上やサービスの多様化を図る。また、多国間・二国間で政策協議を行うと共に、新興国、途上国における郵便事業の近代化等に関する協力・支援を進める。						分野【政策体系上の位置付け】	郵政行政	
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	利用者利便の向上を図るため、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律に基づき、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務を利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的に、かつ将来にわたりあまねく全国において公平に利用できることを確保する。国際分野においては、利用者利便の向上及びグローバルな郵便業務の向上を図るため、多国間・二国間協議・協調等を通じ、新たな制度環境整備への取組等、積極的な対応を推進する。						政策評価実施 予定時期	平成28年8月	
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値)	基準年度	目標(値)	目標年度	年度ごとの目標(値)	年度ごとの実績(値)	測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠	
						26年度	27年度		
郵政民営化法等の一部を改正する等の法律に基づき、日本郵政グループ各社等に対し必要な監督を行い、健全な業務運営、事業展開を確保することにより、利用者利便の向上を図ること	① 郵政民営化の着実な推進 <アウトプット指標>	郵政民営化法等の一部を改正する等の法律(平成24年4月27日法律第30号)成立	24年度	上場に向けた日本郵政グループの事業展開の促進	27年度	上場に向けた日本郵政グループの事業展開の促進	上場に向けた日本郵政グループの事業展開の促進	郵政民営化法等の一部を改正する等の法律に基づき、郵政民営化が多様で良質なサービスの提供を通じ国民の利便の向上に資することから、郵政民営化の着実な推進を指標として設定。また、郵政民営化の成果を国民が実感できるよう、上場に向けた日本郵政グループの事業展開の促進を目標として設定。	
	2 日本郵政グループの健全な業務運営等 <アウトカム指標>	約24,000局 (郵便局数)	24年度	郵便局ネットワーク水準の維持	27年度	郵便局ネットワーク水準の維持	郵便局ネットワーク水準の維持	郵便局ネットワーク水準の維持	郵政事業の確実かつ適正な実施が確保されているかという観点から、健全な業務運営等を指標として設定。 ・郵便局数(国会附帯決議) ・郵便差出箱の本数(郵便法第70条、郵便法施行規則第30条) ・郵便物の配達(郵便法第70条、郵便法施行規則第30条) ・送達日数達成率(日本郵便株式会社 平成26事業年度 事業計画)  【参考】 (平成26年度値) 郵便局数 約24,000局 郵便差出箱の本数 約18万本 送達日数達成率 98.6%  (平成25年度値) 郵便局数 約24,000局 郵便差出箱の本数 約18万本 送達日数達成率 98.6%  (平成24年度値) 郵便局数 約24,000局 郵便差出箱の本数 約18万本 送達日数達成率 98.5%  (平成23年度値) 郵便局数 約24,000局 郵便差出箱の本数 約18万本 送達日数達成率 98.6%
		約18万本 (郵便差出箱の本数)	19年度	郵便サービス水準の維持	27年度	郵便サービス水準の維持	郵便サービス水準の維持	郵便サービス水準の維持	
		月曜から土曜までの6日間において、1日に1回以上郵便物の配達を行う。 (国民の祝日に関する法律に規定する休日及び1月2日を除く。)(郵便物の配達)	19年度	郵便サービス水準の維持	27年度	郵便サービス水準の維持	郵便サービス水準の維持	郵便サービス水準の維持	
		98.6% (送達日数達成率)	25年度	97%以上	27年度	97%以上	97%以上	97%以上	
							24,470局(郵便局数)	—	
							郵便サービス水準の維持	郵便サービス水準の維持	
							約18万本	—	
						郵便サービス水準の維持	郵便サービス水準の維持		
						月曜から土曜までの6日間において、1日に1回以上郵便物の配達を実施。	—		
						97%以上	97%以上		
						98.6%	—		

信書便事業分野において健全な競争環境が整備されることにより、新規参入が活発になり、同分野におけるサービスの多様化が図られ、利用者利便の向上を図ること	3	信書便事業への新規参入者数 ＜アウトカム指標＞	30者	25年度	郵便・信書便分野における規制の合理化による増加を含めた信書便事業者の参入者数の増加	27年度	信書便事業者の参入者数の増加	郵便・信書便分野における規制の合理化による増加を含めた信書便事業者の参入者数の増加	民間参入の状況が進展することにより、利用者の選択の機会の拡大が図られ、利用者利便の向上に資することから、信書便事業への新規参入及び市場の拡大を指標として設定。
							29者	—	【参考】 (平成26年度値) 新規参入者数 29者  (平成25年度値) 新規参入者数 30者 市場規模 115億円
	④	信書便事業市場の規模 ＜アウトカム指標＞	約100億円	24年度	郵便・信書便分野における規制の合理化による拡大を含めた信書便事業市場の拡大	27年度	信書便事業市場の拡大	郵便・信書便分野における規制の合理化による拡大を含めた信書便事業市場の拡大	(平成24年度値) 新規参入者数 27者 市場規模 106億円  (平成23年度値) 新規参入者数 30者 市場規模 91億円
							115億円 (25年度)	—	※郵便・信書便分野における規制の合理化を図り、サービスの多様化・高度化等による郵便・信書便市場の活性化を図るための法案を提出していることに伴い、これを含めた目標(値)に修正。
郵便・信書便分野における規制の合理化を図り、サービスの多様化・高度化等による郵便・信書便市場の活性化を図ること	⑤	郵便・信書便制度の在り方についての検討 ＜アウトプット指標＞	郵便・信書便分野における規制の合理化を図り、サービスの多様化・高度化等による郵便・信書便市場の活性化を図るため、郵便及び信書便に関する料金の届出手続を緩和するとともに、特定信書便役務の範囲を拡大し、特定信書便約款の認可手続きを簡素化することを内容とした「郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案」を国会に提出(平成27年3月31日)。	26年度	郵便・信書便分野における規制の合理化を図り、サービスの多様化・高度化等による郵便・信書便市場の活性化を図るため、必要な制度整備を実施。	27年度	「郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案」を国会に提出。	郵便・信書便分野における規制の合理化を図り、サービスの多様化・高度化等による郵便・信書便市場の活性化を図るため、必要な制度整備を実施。	規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)及び情報通信審議会答申(平成26年3月中旬答申・12月第2次中間答申)を踏まえ、郵便・信書便市場の更なる活性化のための規制緩和を行う必要があることから、指標として設定。
							「郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案」を国会に提出。	—	

各国との政策協議等の実施及び郵便業務の近代化に関する協議を推進することより、グローバルレベルでの郵便業務の改善を図ること	⑥	二国間・多国間政策協議等への参画回数 <アウトプット指標>	4回	25年度	4回以上	27年度	4回以上	4回以上	環境変化に応じて郵便業務の制度改善を行うためには、政策協議を通じて定期的に各国の制度等に関する情報を収集する必要があることから、指標として設定。  【参考】 (平成26年度値) 参画回数 5回  (平成25年度値) 参画回数 4回  (平成24年度値) 参画回数 0回  (平成23年度値) 参画回数 0回
							5回	—	
	7	郵便業務の近代化に関する協力に向けた協議を行っている国数 <アウトプット指標>	1か国	25年度	1か国以上	27年度	1か国以上	1か国以上	グローバルレベルでの郵便業務の改善を図るためには、郵便業務の近代化を進めようとする新興国・途上国との具体的な関係構築が必要となることから、指標として設定。  【参考】 (平成26年度値) 協議国数 2か国(ミャンマー、ベトナム)  (平成25年度値) 協議国数 1か国(ミャンマー)  (平成24年度値) 協議国数 0か国  (平成23年度値) 協議国数 0か国
							2か国	—	
万国郵便連合(UPU)における災害・環境対策の強化及び条約の法的安定性の確保により、利用者利便の向上を図ること	8	UPU活動への人的貢献(職員の派遣数) <アウトプット指標>	2名	25年度	2名以上	27年度	2名以上	2名以上	UPUにおいて我が国の施策を反映し、利用者利便の向上及びグローバルレベルでの郵便業務の改善を図る観点から、UPU事務局への派遣職員数及び重要議案における我が国方針の達成率を指標として設定。  【参考】 (平成26年度値) 職員派遣数 2名 重要議案における我が国方針の達成率 100%  (平成25年度値) 職員派遣数 2名 重要議案における我が国方針の達成率 95.57%
							2名	—	
	⑨	重要議案における我が国方針の達成率 <アウトプット指標>	95.57%	25年度	重要議案における我が国方針の達成率80%以上	27年度	重要議案における我が国方針の達成率75%以上	重要議案における我が国方針の達成率80%以上	(平成24年度値) 職員派遣数 2名  (平成23年度値) 職員派遣数 2名  ※指標9については、過去の重要議案における我が国方針の達成率をかんがみ、平成27年度目標値を75%から80%に修正。
							100%	—	

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) ※2			関連する 指標 (※3)	達成手段の概要等	平成27年度行政事業 レビュー事業番号
		25年度	26年度	27年度			
(1)	郵政行政における適正な監督 (平成15年度)	81百万円 (61百万円)	71百万円	52百万円	1～5	<p>郵政民営化法等の一部を改正する等の法律に基づき、民営化の成果を国民が実感できる新たな事業の展開及び郵政三事業のユニバーサルサービスの確保を図るため、日本郵政グループ各社等に対する必要な監督及び検査等を行う。また、郵便・信書便事業におけるユニバーサルサービス確保と競争環境整備のための調査、郵政事業を取り巻く地域経済の状況の調査等を行い、適切な監督の検討に資する。信書便事業については、新規参入の促進及び信書便に関する利用者の認知度の向上を図るため、周知・広報活動を推進する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>郵便局ネットワーク水準の維持(郵便局数): 24,000局(平成27年度)</li> <li>郵便サービス水準の維持(郵便差出箱の本数): 180,000本(平成27年度)</li> <li>郵便物を差し出しされた日から三日以内に送達すること(送達日数達成率): 97%(平成27年度)</li> <li>信書便市場の活性化(信書便事業への新規参入者数): 30者(平成27年度)</li> <li>信書便市場の活性化(信書便事業市場の規模): 100億円(平成27年度)</li> </ul> <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>政策判断の基礎資料となる調査研究の実施件数: 4件(平成27年度)</li> </ul>	0133
(2)	郵政行政に係る国際政策の推進に必要な情報収集 (平成15年度)	46百万円 (42百万円)	47百万円	40百万円	6,7,9	<p>国際郵便に関する諸制度の改廃に当たって我が国施策・方針を反映させるとともに、国際的な協議・調整等に当たって相互理解を促進させるため、万国郵便連合(UPU)や世界貿易機関(WTO)、経済連携協定(EPA)等の関係諸会合に積極的に参画する。また、日本型郵便インフラシステムの海外展開に係る調整のため、関係国への出張等を行う。加えて、我が国の政策の企画立案及び国際機関や諸外国政府との協議・政策調整に対応するため、諸外国における郵政事業に関する最新の情報・動向等を調査するほか、国際事務の円滑な実施のため、外部委託により関係資料の翻訳、校閲等を実施する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>万国郵便連合(UPU)の重要議案における我が国方針の達成率: 80%(平成27年度)</li> <li>通商交渉など、国際場裏等における対処方針や対外説明に、情報収集等の結果を活用した割合: 100%(平成27年度)</li> <li>協力相手国との間でハイレベルの文書(覚書等)を締結した件数: 2件(平成27年度)</li> </ul> <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>政策判断の基礎資料となる情報収集・調査研究の実施件数: 2件(平成27年度)</li> </ul>	0134
(3)	国際機関への貢献 (平成15年度)	222百万円 (222百万円)	262百万円	291百万円	8,9	<p>UPUは、郵便業務の質の向上及び郵便分野における国際協力の増進等に寄与するために設立された郵便業務に関する国連の専門機関である。また、APPUは万国郵便連合憲章第8条に基づき、アジア＝太平洋地域内における郵便業務に特有な諸問題の解決を図り、郵便の利便向上に資するため設立された機関である。本事業は、UPU連合憲章21条及びアジア＝太平洋郵便連合憲章第13条に基づく加盟国の義務として連合の経費を賄うための分担金を負担するとともに、UPUにおける災害・環境対策の強化を支援することを目的として、財政的支援を行うもの。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>万国郵便連合(UPU)の重要議案における我が国方針の達成率: 80%(平成27年度)</li> </ul> <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>分担金の負担実施件数(UPU分担金): 1件(平成27年度)</li> <li>分担金の負担実施件数(APPU分担金): 1件(平成27年度)</li> <li>拠出金の負担実施件数(UPU拠出金): 1件(平成27年度)</li> </ul>	0135
(4)	日本型郵便インフラシステムの海外展開事業 (平成25年度)	1百万円 (一)	119百万円	—	7	<p>郵便の近代化・高度化について我が国との協力関係が確認できた国の一部地域(2～3都市)等を対象に、現地への日本の郵便専門家の派遣・現地郵便局員の日本への受入れによる郵便業務ノウハウの提供等を通じた郵便改革の効果・可能性調査を実施。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本格的な技術的支援が開始した件数: 1件(平成26年度)</li> </ul> <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>開発途上国等への郵便業務ノウハウ提供等を通じた郵便改善の効果・可能性を、複数回にわたる技術指導や、指導結果を踏まえた分析・検証等により実施した総合的な調査を実施: 1件(平成26年度)</li> </ul>	0136

(5)	郵政民営化法 (平成17年)	—	—	—	1.2	民間に委ねることが可能なものはできる限りこれに委ねることが、より自由で活力ある経済社会の実現に資することにかんがみ、株式会社に的確に郵政事業(法律の規定により、郵便局において行うものとされ、及び郵便局を活用して行うことができるものとされる事業をいう。以下同じ。)の経営を行わせるための改革(以下「郵政民営化」という。)について、その基本的な理念及び方針並びに国等の責務を定めるとともに、郵政民営化推進本部及び郵政民営化委員会の設置、新たな株式会社の設立、当該株式会社に関して講ずる措置、日本郵政公社の業務等の承継等に関する事項その他郵政民営化の実施に必要な事項を定めるもの。						
(6)	郵便法 (昭和22年)	—	—	—	2.5	郵便の役務をなるべく安い料金で、あまねく、公平に提供することによって、公共の福祉を増進することを目的として、日本郵便株式会社が行う郵便の業務について定めるもの。						
(7)	民間事業者による信書の送達に関する法律 (平成14年)	—	—	—	3.4.5	信書の送達の役務について、あまねく公平な提供を確保しつつ、利用者の選択の機会の拡大を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的として、民間事業者による信書の送達の事業の許可制度を実施し、その業務の適正な運営を確保するための措置について定めるもの。						
(8)	日本郵政株式会社法 (平成17年)	—	—	—	1	日本郵政株式会社を、日本郵便株式会社の発行済株式の総数を保有し、日本郵便株式会社の経営管理を行うこと及び日本郵便株式会社の業務の支援を行うこととする株式会社とし、日本郵政株式会社の業務等について定めるもの。						
(9)	日本郵便株式会社法 (平成17年)	—	—	—	1.2	日本郵便株式会社を、郵便の業務、銀行窓口業務及び保険窓口業務並びに郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務を営むことを目的とする株式会社とし、日本郵便株式会社の業務等について定めるもの。						
政策の予算額・執行額		409百万円 (384百万円)	500百万円	383百万円	政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施政方針演説等の名称</th> <th>年月日</th> <th>関係部分(抜粋)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第189回国会(常会)における総務大臣所信表明</td> <td>(衆議院総務委員会) 平成27年3月3日 (参議院総務委員会) 平成27年3月11日</td> <td>郵政事業については、ユニバーサルサービスを引き続き確保するとともに、郵政民営化の成果を国民の皆様に一層実感していただけるよう、日本郵政グループ三社の上場に向け、企業価値の向上を促進してまいります。また、郵便・信書便市場の活性化に向け、特定信書便役務の範囲の拡大等を行う郵便法及び信書便法の改正案を今国会に提出いたします。</td> </tr> </tbody> </table>	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)	第189回国会(常会)における総務大臣所信表明	(衆議院総務委員会) 平成27年3月3日 (参議院総務委員会) 平成27年3月11日	郵政事業については、ユニバーサルサービスを引き続き確保するとともに、郵政民営化の成果を国民の皆様に一層実感していただけるよう、日本郵政グループ三社の上場に向け、企業価値の向上を促進してまいります。また、郵便・信書便市場の活性化に向け、特定信書便役務の範囲の拡大等を行う郵便法及び信書便法の改正案を今国会に提出いたします。
施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)										
第189回国会(常会)における総務大臣所信表明	(衆議院総務委員会) 平成27年3月3日 (参議院総務委員会) 平成27年3月11日	郵政事業については、ユニバーサルサービスを引き続き確保するとともに、郵政民営化の成果を国民の皆様に一層実感していただけるよう、日本郵政グループ三社の上場に向け、企業価値の向上を促進してまいります。また、郵便・信書便市場の活性化に向け、特定信書便役務の範囲の拡大等を行う郵便法及び信書便法の改正案を今国会に提出いたします。										

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※3 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を測定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることもある。